

○ 室蘭市墓園条例 新旧対照表 第1条関係

(昭和45年条例第15号)

改 正 後	改 正 前								
<p>(名称及び位置)</p> <p>第3条 墓園の名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">室蘭市望洋台霊園</td> <td>室蘭市神代町103番3、106番1、107番1、108番、109番、110番、111番1、111番2、112番、113番、114番、115番2、118番3、119番3、120番3、131番、133番、134番、135番、136番、161番、162番、163番</td> </tr> </tbody> </table> <p>(代理人の選定)</p> <p>第14条 墓地使用者は、市外に住所を移すとき、又は第5条第4項の規定に該当するときは、市内に住所を有する者を代理人に選定することができる。</p> <p>2 代理人は、当該使用者に代わり義務を負うものとする。</p> <p>3 墓地使用者は、代理人を選定したときは、その旨を速やかに市長に届け出なければならない。 (指定管理者による管理)</p> <p>第18条 市長は、墓園の管理運営上必要と認めるときは、指定管理者(地方自治法(昭和22年法律第67号)第24条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。)に墓園の管理を行わせることができる。</p> <p>2 前項の規定により指定管理者に墓園の管理を行わせる場合の当該指定管理者が行う業務は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 施設の運営及び維持管理に関する業務(市長が定めるものを除く。)</p> <p>(2) 施設の安全対策に関する業務</p> <p>(3) その他施設の管理に関する業務で市長が必要と認める業務</p> <p>(準用規定)</p> <p>第19条 墓園の管理については、この条例に定めるもののほか、室蘭市都市公園条例(昭和35年条例第14号)の規定を準用する。</p> <p>(委任)</p> <p>第20条 この条例の施行について必要な事項は、市長が別に定める。</p>	名称	位置	室蘭市望洋台霊園	室蘭市神代町103番3、106番1、107番1、108番、109番、110番、111番1、111番2、112番、113番、114番、115番2、118番3、119番3、120番3、131番、133番、134番、135番、136番、161番、162番、163番	<p>(名称及び位置)</p> <p>第3条 墓園の名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">室蘭市望洋台霊園</td> <td>室蘭市神代町115番地の2</td> </tr> </tbody> </table> <p>(代理人の選定)</p> <p>第14条 墓地使用者は、市外に住所を移すとき、又は第5条第4項の規定に該当するときは、市内に住所を有する者を代理人に選定して、市長に届け出なければならない。</p> <p>2 代理人は、当該使用者に代わり義務を負うものとする。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(準用規定)</p> <p>第18条 墓園の管理については、この条例に定めるもののほか、室蘭市都市公園条例(昭和35年条例第14号)の規定を準用する。</p> <p>(委任)</p> <p>第19条 この条例の施行について必要な事項は、市長が別に定める。</p>	名称	位置	室蘭市望洋台霊園	室蘭市神代町115番地の2
名称	位置								
室蘭市望洋台霊園	室蘭市神代町103番3、106番1、107番1、108番、109番、110番、111番1、111番2、112番、113番、114番、115番2、118番3、119番3、120番3、131番、133番、134番、135番、136番、161番、162番、163番								
名称	位置								
室蘭市望洋台霊園	室蘭市神代町115番地の2								

○ 室蘭市墓地条例 新旧対照表 第2条関係

(平成5年条例第16号)

改 正 後	改 正 前												
<p>(名称及び位置)</p> <p>第2条 墓地の名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">室蘭市舟見町墓地</td> <td>室蘭市舟見町2丁目92番1、92番3、93番、94番、95番、95番11、95番64、95番65、95番66、95番67、95番68、95番69、96番75、103番、104番1 室蘭市山手町2丁目95番7、95番81、95番82、95番83</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(代理人の選定)</p> <p>第8条 使用者は、市外に住所を移すときは、市内に住所を有する者を代理人に選定することができる。</p> <p><u>2 代理人は、当該使用者に代わり義務を負うものとする。</u></p> <p><u>3 使用者は、代理人を選定したときは、その旨を速やかに市長に届け出なければならない。</u></p> <p style="text-align: center;">(指定管理者による管理)</p> <p><u>第12条 市長は、墓地の管理運営上必要と認めるときは、指定管理者(地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。)に墓地の管理を行わせることができる。</u></p> <p><u>2 前項の規定により指定管理者に墓地の管理を行わせる場合の当該指定管理者が行う業務は、次に掲げるとおりとする。</u></p> <p style="margin-left: 2em;">(1) 施設の運営及び維持管理に関する業務(市長が定めるものを除く。)</p> <p style="margin-left: 2em;">(2) 施設の安全対策に関する業務</p> <p style="margin-left: 2em;">(3) その他施設の管理に関する業務で市長が必要と認める業務</p> <p style="text-align: center;">(委任)</p> <p>第13条 この条例の施行について必要な事項は、市長が別に定める。</p>	名称	位置	室蘭市舟見町墓地	室蘭市舟見町2丁目92番1、92番3、93番、94番、95番、95番11、95番64、95番65、95番66、95番67、95番68、95番69、96番75、103番、104番1 室蘭市山手町2丁目95番7、95番81、95番82、95番83	(略)		<p>(名称及び位置)</p> <p>第2条 墓地の名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">室蘭市舟見町墓地</td> <td>室蘭市舟見町2丁目92番1、92番3、93番、94番、95番、95番11、95番64、95番65、95番66、95番67、95番69、96番75、103番、104番1 室蘭市山手町2丁目95番7、95番81、95番82、95番83</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(代理人の選定)</p> <p>第8条 使用者は、市外に住所を移すときは、市内に住所を有する者を代理人に選定して、市長に届け出なければならない。</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p style="text-align: center;">(委任)</p> <p>第12条 この条例の施行について必要な事項は、市長が別に定める。</p>	名称	位置	室蘭市舟見町墓地	室蘭市舟見町2丁目92番1、92番3、93番、94番、95番、95番11、95番64、95番65、95番66、95番67、95番69、96番75、103番、104番1 室蘭市山手町2丁目95番7、95番81、95番82、95番83	(略)	
名称	位置												
室蘭市舟見町墓地	室蘭市舟見町2丁目92番1、92番3、93番、94番、95番、95番11、95番64、95番65、95番66、95番67、95番68、95番69、96番75、103番、104番1 室蘭市山手町2丁目95番7、95番81、95番82、95番83												
(略)													
名称	位置												
室蘭市舟見町墓地	室蘭市舟見町2丁目92番1、92番3、93番、94番、95番、95番11、95番64、95番65、95番66、95番67、95番69、96番75、103番、104番1 室蘭市山手町2丁目95番7、95番81、95番82、95番83												
(略)													